

DV対策抜本強化局長級会議について（案）

（ 令和 4 年 月 日
関係府省申合せ ）

1. 配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援に係る施策を抜本的に強化するため、DV対策抜本強化局長級会議（以下「会議」という。）を開催する。
2. 会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は必要があると認めるときは、構成員を追加することができる。

議長	内閣府特命担当大臣（男女共同参画）
議長代理	内閣府男女共同参画局長
構成員	内閣府子ども・子育て本部統括官
	警察庁生活安全局長
	総務省自治行政局長
	法務省大臣官房審議官（国際・人権担当）
	法務省民事局長
	文部科学省総合教育政策局長
	文部科学省初等中等教育局長
	厚生労働省子ども家庭局長
	国土交通省住宅局長
オブザーバー	最高裁判所事務総局民事局長
3. 会議は、必要に応じ、関係者の出席を求め、意見を聴取することができる。
4. 会議の庶務は、内閣府男女共同参画局において処理する。
5. 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。